

静岡県公立大学法人発明委員会細則

平成19年7月23日 細則第25号

改正 平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成26年4月1日

平成27年5月28日

平成29年8月18日

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県公立大学法人職員の職務発明等に関する規程（以下「規程」という。）第4条に定める静岡県公立大学法人発明委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、規程第4条に基き発明に関して以下の事項を審議する。

- (1) 職務発明の認定及び特許を受ける権利又は特許権の承継の決定に関する事。
- (2) 職務発明でない発明に係る特許を受ける権利又は特許権の承継の決定に関する事。
- (3) 特許出願に関する事。
- (4) 職務発明審査前の特許出願の認定に関する事。
- (5) 出願審査の請求に関する事。
- (6) 評価審査に関する事。
- (7) 特許権の放棄に関する事。
- (8) 実施補償金の決定に関する事。
- (9) 受託研究・共同研究契約において定める持ち分の決定に関する事。
- (10) その他理事長が定める事項。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、常任委員及び専門委員で構成する。

2 委員会は委員長が招集し、会務を処理する。

3 委員会には副委員長をおき、委員長に事故あるときは委員長の職務を代理する。

4 委員長は、別表に定める委員のほか、発明内容に応じ、審査能力を有する者を専門委員として適宜指名することができる。

(発明委員会の運営)

第4条 発明委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は委員長又は副委員長を含め5名以上の委員（専門委員を含む）の出席により開催する。

3 委員会の議事は、委員の合議により決し、意見が分かれる場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

6 委員会の庶務は事務局で処理する。

(秘密の保持)

第5条 発明の取扱いに関する事務に従事する者は、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(考案等に関する準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、考案及び意匠の創作に準用する。

(委任)

第7条 この細則の施行に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この細則は、平成19年7月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

静岡県公立大学法人発明委員会名簿

区分	職名	備考
委員長	産学官連携担当副学長	
副委員長	○委員長指名	
委員	薬学部長	
	食品栄養科学部長	
	薬学研究院長	
	食品栄養環境科学研究院長	
	知的財産コーディネーター	
	産学連携コーディネーター	
専門委員	国際関係学部長	
	経営情報学部長	
	看護学部長	
	国際関係学研究科長	
	経営情報イノベーション研究科長	
	看護学研究科長	
	短期大学部部長	
	事務局長	
	その他 委員長指名	

\* 届出内容に応じた委員長指名による作業部会を設け、検討内容を発明委員会に答申する。